




令和 6 年 1 月 30 日

丸亀市長 松 永 恭 二 様

丸亀市特別職報酬等審議会
会長 高 濱 和 則 

市長等の給料及び市議会議員の報酬等について（答申）

令和 5 年 10 月 30 日付け 5 総庶第 282 号により、本審議会に対し諮問のあった以下の項目について、別紙のとおり答申します。

- 1 市長、副市長及び教育長の給料
- 2 市議会議員の報酬
- 3 市議会議員の政務活動費
- 4 付記事項

答 申

1 はじめに

本審議会では、令和5年10月30日付けで丸亀市長から諮問を受けた事項について、現在の社会経済情勢、人事院勧告の内容、本市の財政状況、一般職職員の給与、特別職の職務内容や議会活動の状況、丸亀市民の生活感覚や市民感情、類似団体の状況、県内他市の状況等を総合的に勘案し、公正かつ慎重に審議を行い、以下の結論を得た。

2 結論

- (1) 市長、副市長及び教育長の給料は、引上げが適当である。
- (2) 議長、副議長及び議員の報酬は、引上げが適当である。
- (3) 市議会議員の政務活動費は、据置きが適当である。

3 理由

- (1) 市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料

わが国全体の社会経済情勢については、内閣府の月例経済報告によれば、景気は、このところ一部に足踏みもみられるが緩やかに回復しているとされており、今後も緩やかな回復が続くことが期待されているが、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れによる景気の下押しリスクや、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要性が説かれている。

本市の財政状況に目を転じると、中期財政フレームによる将来推計では、毎年経常的一般財源の不足が見られ、継続的な基金の取崩しが必要な状況であり、経常収支比率の悪化による財政構造の硬直化が想定されるとの意見が出されたことに象徴されるように、必ずしも楽観を許さない状況にあると考えられる。

審議においては、本市財政状況に予断を許さない部分があることや、特別職給与法の考え方を直接市に適用することは妥当ではないとの観点から、据え置きとする意見はあったが、国の施策に基づく賃上げの動き、

最低賃金額の上昇や、急激な物価の上昇に対応した調整が必要であり、また、一般職の職員の給与との均衡を図り、全体としての給与体系を維持する観点からも、市長等の給料月額の上昇が適当との結論に達した。

引上げの額については、上記の趣旨を重視する立場から消費者物価指数の上昇に相当する率の上昇を求める意見があったものの、一般職の国家公務員の給与改定に準じた特別職給与法に基づく改定額を超える引上げについては市民の理解を得難い状況にあること、類似団体との均衡、人事院勧告の内容、本市における改定の来歴等を総合的に勘案し、月額 3,000 円に留め、改定後の給料月額は、市長 976,000 円、副市長 770,000 円、教育長 696,000 円とすることが適当であるとの結論に至った。

(2) 市議会議員の報酬

議会には、住民自治の根幹をなす機関として、市民の多種多様なニーズを市政へと適切に反映させる、住民代表としての役割が期待されている。

議員報酬については、一般職の職員の給与との均衡を図り、全体としての給与体系を維持するといった意味合いが薄く、据え置くべきとの意見もあったが、地方議員のなり手不足についての問題は本市も例外ではなく、物価上昇の影響により実質的な収入減少となることが、議員を志すマインドへ悪影響を与えないよう、報酬を引き上げることに積極的な価値を見出すべきであるとの意見の趣旨を勘案し、報酬月額の上昇が適当との結論に達した。

引上げの額については、上記の趣旨を重視する立場から相応の額の引上げを求める意見があったものの、引上げに対する市民の理解を得難い状況にあることは市長等と同様であることを踏まえ、類似団体との均衡、人事院勧告の内容、本市における改定の来歴、消費者物価指数の動き等を総合的に勘案し、月額 2,000 円に留め、改定後の月額は、議長 591,000 円、副議長 517,000 円、議員 462,000 円とすることが適当であ

るとの結論に至った。

(3) 市議会議員の政務活動費

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付される。政務活動費を充てることができる対象経費は、丸亀市議会政務活動費の交付に関する条例により定められているが、現行額が適正であるかどうかについて議論を行った。

政務活動費の執行状況において、満額を使用している方もいる一方、相当の額を使用せずに返還している方もいることに鑑み、警鐘を鳴らす意味合いで減額するべきとの意見があったが、政務活動費を用いて充実した調査研究活動等を行い、各議員の見識・資質を向上させ、議会として監視機能、政策提言機能をより効果的に発揮することにつなげるという政務活動費の意義に照らし、各議員の創意に富んだ政策提言を促すためにも、据置きが適当との結論に達した。

4 付記事項

本年度の審議の中において、委員より令和5年は前年を超える消費者物価指数の上昇が見込まれることが言及されており、本審議会は、社会情勢や状況の変化に応じ報酬等のあり方を審議するものであるところ、社会経済状況が著しく変化が見込まれる場合にあっては、必要に応じて早期に開催すべきことを付言する。

本審議会の審議に参加した委員

会 長	高濱 和則	(丸亀商工会議所)
副会長	秋山 千枝	(四国税理士会)
委 員	岡野 千晴	(丸亀市 PTA 連絡協議会)
	川原 留美子	(公募委員)
	進 和彦	(丸亀市連合自治会)
	高木 新仁	(丸亀市飯綾商工会)
	田村 聡子	(香川県司法書士会)
	中 忠志	(連合香川西地域協議会)
	長山 貴之	(香川大学)
	山内 朋子	(国際ソロプチミスト丸亀)

審議会開催状況

第 1 回審議会	令和 5 年 10 月 30 日
第 2 回審議会	令和 5 年 11 月 27 日
第 3 回審議会	令和 5 年 12 月 26 日

